

令和6年10月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年10月25日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊟遅刻 ㊠早退)	
<input checked="" type="checkbox"/> 1番 宮本 国男 <input type="checkbox"/> 4番 末武 章 <input type="checkbox"/> 7番 武部 利弘 <input type="checkbox"/> 10番 宮本 章 <input type="checkbox"/> 13番 久保 繁徳 <input type="checkbox"/> 16番 金子 秀幸 <input type="checkbox"/> 19番 佐々木 龍二	<input type="checkbox"/> 2番 瀬川 靖典 <input type="checkbox"/> 5番 引地 国弘 <input type="checkbox"/> 8番 崎村 康子 <input type="checkbox"/> 11番 坂本 康弘 <input type="checkbox"/> 14番 大田 重敏 <input type="checkbox"/> 17番 山内 重年	<input type="checkbox"/> 3番 松本 由美子 <input type="checkbox"/> 6番 大石 恵子 <input checked="" type="checkbox"/> 9番 前田 秀一 <input checked="" type="checkbox"/> 12番 濱崎 稔 <input type="checkbox"/> 15番 野中 孝 <input type="checkbox"/> 18番 須藤 正文
出席農業委員数	16名	在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
<input type="checkbox"/> 川久保 稔美 <input type="checkbox"/> 山口 信也 <input type="checkbox"/> 松尾 茂	<input type="checkbox"/> 山下 勝美 <input checked="" type="checkbox"/> 前田 將直 <input type="checkbox"/> 紙本 政信	<input checked="" type="checkbox"/> 松本 美徳 <input checked="" type="checkbox"/> 松瀬 竹虎 <input type="checkbox"/> 徳田 詳吾
<input type="checkbox"/> 松本 伸雄 <input type="checkbox"/> 新見 哲也 <input type="checkbox"/> 松本 覚二	<input checked="" type="checkbox"/> 山口 康明 <input type="checkbox"/> 高田 良彦 <input type="checkbox"/> 小林 重喜	<input checked="" type="checkbox"/> 長谷川 壽幸 <input type="checkbox"/> 渡口 学 <input type="checkbox"/> 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 川内 益栄	係長 田畑 徹二
主査 桃田 忠邦		
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
17番 山内 重年	18番 須藤 正文	

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和6年10月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、農業委員1番宮本委員、9番前田委員、推進委員6番長谷川委員、8番前田委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

ようやく過ごしやすい季節となりました。行楽シーズンの到来です。市内におきましても今週末からイベントが開催されますのでぜひ足を運んでいただければと思います。本日は、総会後地区別研修会もごございますので長くなりますがよろしくお願いいたします。それでは、佐々木会長のご挨拶をいただきまして、10月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様こんにちは。やっと秋の気候になってきました。コロナ禍もおさまり、今、局長さんからもありましたいろいろな行事、10月11月市内各地で秋のイベントが行われます。明日と明後日は、松浦水軍まつり、11月2日は、鷹島モンゴルまつり、そして11月10日は福島ふるさとまつりが開催されます。委員さんのなかには、まつりに関わってらっしゃる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。このようなイベントは、準備などが大変でしょうが、地域の活性化には欠かせない行事ではないのでしょうか。一方、地域の活性化とは同じ様に人を活性化し、人の脳に刺激を与えるのは、旅行、そして研修視察等ではないのでしょうか。さる10月11日に農業委員会の視察研修が実施されました。委員10名、事務局4名、計14名の参加でした。視察先は、九州沖縄農業研究センターの久留米拠点と筑後拠点、久留米拠点ではイチゴの品種開発、スマート農業でのイチゴハウス栽培等について研修見学を行いました。AIの自動制御によるイチゴの株元へのCO2の供給試験などを見学しました。筑後拠点では広い筑紫平野での水田直播、田植えなしでの水稻栽培について説明を受けました。糶を水田に播いた後にトラクターに取り付けた振動ローラーで踏み固めるといった方法を研究開発されていました。今回の研修視察では田畑係長さんをはじめ事務局の方には、計画や当日のお世話など親身になって対応していただき、心より感謝申し上げます。結びになりましたが、本日は、総会の後、研修会が行われます。県農業会議所等から3名の講師の方がみえられ、農業の新たな動き等について説明されます。それでは本日の総会よろしくお願いいたします。

議長

議事録署名人の指名に移ります。17番 山内委員、18番 須藤委員にお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ 農地法第18条第6号の規定による通知（合意解約）について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、各種報告です。議案は1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）についてです。議案の1ページをお願いします。3件ございます。こちら3件の農地につきましてはいずれも借人は、志佐町西山地区の主に担い手でございます。基盤法での契約から農地

中間管理機構との契約による借り換えのため解約するものです。貸人、借人、農地の表示等の読み上げにつきましては、割愛させていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか？

委員 (なし)

議長 なければ、農地法第3条の3の規定による届け出（相続）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案は3ページでございます。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件ございます。

被相続人は、調川町平尾免■■■■番地■■■■氏、相続人は、同住所の■■■■氏です。農地の所在は調川町平尾免字太田■■■■から同免字櫛ノ川■■■■までの13筆です。地目は田9筆、畑4筆、面積は田16,805㎡、畑4,890㎡の計21,695㎡です。被相続人■■■■氏は、令和4年3月3日に死亡されており、令和6年8月23日に相続登記が完了したということで、相続人から9月24日に届出があり、同日受け付けております。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか？

委員 (なし)

議長 続きまして、申請事件の処理状況について、農地法関係令和6年9月分について事務局の報告をお願いします。

事務局 申請事件の処理状況です。9月分で第5条関係が4件ございました。いずれも令和6年10月15日付けで許可されております。

1件目は、貸人■■■■氏、借人■■■■株式会社 代表取締役■■■■氏、転用目的は社員寮用地で、申請面積は1,354㎡です。

2件目は、譲渡人■■■■氏、譲受人、株式会社■■■■ 代表取締役■■■■氏、転用目的は事務所及び倉庫用地で、申請面積は450㎡です。

3件目は、譲渡人■■■■氏、譲受人、■■■■・■■■■氏、転用目的は一般個人住宅で、申請面積は351㎡です。

4件目は、譲渡人■■■■氏、譲受人、■■■■氏、転用目的は一般個人住宅で、申請面積は682㎡です。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか？

委 員 (なし)

議 長 それでは、付議事項に入ります。3ページ 議案第55号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は志佐町西山免■■■■番地■■■■氏、譲受人は志佐町庄野免■■■■番地■■■■氏です。申請地は、志佐町西山免字野中■■■■・田・1898㎡です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、売買によって所有権移転するというものです。実状として、実は20年ほど前に既に■■■■氏と■■■■氏との間で田の売買がなされ、■■■■氏が毎年水稻を作付しておられます。当時、仮登記まで済んでおりましたが、今回、正式に登記をしたいとのことで申請がされたものです。■■■■氏は建設会社を経営しながら、機械をリースして水稻の作付けを行っており、農地の管理を適正に行っておられます。また、農業従業者は1名で農業従事日数は年間150日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号2です。譲渡人は北松浦郡佐々町小浦免■■■■番地■■■■氏、譲受人は調川町平尾免■■■■番地■■■■氏です。申請地は、調川町下免字北平■■■■・田・486㎡です。申請事由は、■■■■氏は市外在住で農地の処分を検討され、今回、経営規模拡大のためということで双方が合意され、売買によって所有権移転するというものです。■■■■氏は農業従業者で、申請地ではアボカドを栽培する計画です。農業従業者は1名で農業従事日数は年間150日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、今回は田にアボカドを定植されますが、周辺には田もありますので、近隣と調和のとれた営農を行って頂くようお願いをしたいと思います。

事件番号3と4は申請人・申請事由は同じですが、2件に分けて申請されております。事件番号3・4の譲渡人は伊万里市大坪町甲■■■■番地■■■■氏、譲受人は調川町松山田免■■■■番地■■■■氏です。申請地は、事件番号3は調川町松山田免字牟田■■■■・田・1563㎡ほか7筆で合計6258㎡、次ページ事件番号4は調川町松山田免字中谷ノ元■■■■・■■■■番合併・田・694㎡ほか8筆で合計2347㎡です。申請事由は、事件番号3・4共に生前贈与ということで双方が合意され所有権移転するというものです。

贈与とのことですが、実状としては、■■■■氏は市外在住ですので、農地の管理は長年、■■■■氏が行い、水稻を作付して適正に管理されております。農業従者は1名で農業従事日数は年間150日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、本日は地元委員の宮本国男委員が欠席ですが、■■■■氏が譲り受けることについては何ら問題ないと事前にお話を伺っておりますので、その旨を申し添えます。

事件番号5です。譲渡人は千葉県富津市大堀■■■■番地■■■■氏、譲受人は志佐町稗木場免■■■■番地■■■■氏です。申請地は、志佐町横辺田免字柳ノ元■■■■・畑・446㎡ほか18筆で合計4330㎡です。申請事由は、経営規模拡大ということで双方が合意され、贈与により所有権移転するというものです。譲渡人の■■■■氏は松浦市に戻ることが無く、農地の処分を検討され、この度、■■■■氏へ贈与ということで話がまとまり、今回の申請に至っております。■■■■氏は会社経営の傍ら、自己所有の田のほか農地を借りて水稻の作付けを親子で行うなど精力的に農業に取り組まれております。農業従者は2名で農業従事日数は年間300日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、本日は地元委員の前田将直委員が欠席ですが、■■■■氏が譲り受けることについては何ら問題ないと事前にお話を伺っておりますので、その旨を申し添えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、農業委員 18番 須藤委員をお願いします。

須藤委員 18番須藤です。譲受人の■■■■さんは、西山出身で、中山間の作業にも出席されて、薬剤散布・草刈りもきちんとされており問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番について、農業委員 11番 坂本委員をお願いします。

坂本委員 11番坂本です。地目では田となっておりますが、現況は竹林になっております。地域住民との調和が取れば、アボガドの栽培については問題ないかと思っております。ただ、進入路が狭いところが2か所ありまして、やはり地域住民との調和が取れば問題ないかと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号3番、4番について農業委員1番宮本委員が欠席ですので、あらかじめ伺った意見を事務局から報告がっております。事件番号5番についても、地元委員の推進委員8番前田委員よりあらかじめ意見を賜っており事務局より報告がおりますので、各委員さんから、何かご意見はございますか？

議 長

それでは、ご異議なしということでしょうか？  
続きまして5ページ議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。事件番号1です。関係資料を28ページ以降に添付しております。譲受人は今福町東免■■■■番地■■■■■■■■■■氏で、譲渡人は今福町東免■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。両者は親子です。申請地は、今福町東免字山川■■■■■■■■■■・畑・823㎡ほか一筆で合計面積は877㎡です。農地の区分は、都市計画法の用途地域にある農地のため第3種農地です。転用の目的は車両保管場及び廃棄資材置場です。■■■■氏は、■■■■車輛という屋号で自動車の修理・販売・レンタカー事業をされております。■■■■氏は自宅を事業所としており、自宅敷地内に車や修理資材、廃棄資材等を置いているようですが■■■■に自宅があり、申請地と隣接しております。土地利用に関し、まず、図面左下の道とある部分、畑を1.2m程度切土し道を確保します。また、南西に傾斜しておりますので全体的に多少の切土等を行い整地する計画です。具体的な利用計画として、車両保管場10台分（レンタカー5台で残りは販売・引き取り車輛）、タイヤ置場、プラ系資材金属類置場とします。タイヤやプラ系資材金属類は廃棄処理するもので、一時的な保管を行います。そのほか、作業スペースや来客スペースを確保します。排水は雨水排水のみで自然流下と北西にある既存の側溝と溜枡を介して水路へ放流されません。近隣の営農への影響ですが、畑と隣接してはおりますが、建物の建築もなく現状のまま利用されますので影響はないものと考えます。また、本事業に関しては土地開発協議などは不要であることを確認しております。最後に、残高確認書にて資金計画を確認しております。よって、確実に事業は実施されると思われることから、許可相当と判断するところです。以上、皆様のご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員15番 野中委員 お願いします。

野中委員

農業委員15番野中です。今月の21日に事務居、地元委員の武部委員、太田委員と確認させていただいて、今、事務局の説明通りで、何ら問題ないかと判断しています。

議 長

ありがとうございました。続きまして、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますが 農業委員7番 武部委員お願いいたします。

武部委員 農業委員 7 番武部です。この案件については説明通りです。別に問題ないと思います。北西側の側溝もけっこう幅が広くて整地されとりますし、進入路は少し狭いですが 3 1 頁にありますように道を広げて入りやすくすることで交通の問題、近隣の問題についても適切ではないかと思っております。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

議 長 なければ、議案第 5 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県に進達するものといたします。  
続きまして、6 ページ 議案第 5 7 号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 5 7 号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。今回の計画要請は 7 件でございます。7 ページから 2 1 ページにかけまして、耕作者情報、各筆明細、経営状況等を掲載してございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。確認のお時間を取りますので、各担当地区の委員のご確認をお願いいたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第 5 7 号 農用地利用集積等促進計画については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。  
続きまして、2 2 ページ 議案第 5 8 号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。ここで須藤委員の退席をお願いします。

事務局 議案第 5 8 号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。今回の計画要請は 1 件でございます。2 3 ページから 2 7 ページにかけまして、耕作者情報、各筆明細、経営状況等を掲載してございます。ご審議よろしくお願いいたします

議 長            ありがとうございます。各委員さんから、何かご質問、ご意見はございますか？

委 員            (なし)

議 長            なければ、なければ、議案第58号 農用地利用集積等促進計画については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。

須藤委員入室

議 長            以上をもちまして、本日の付議事項について、審査、決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

～事務局発言～

事務局            それでは、協議事項に入ります。本日は報告とお願いということで何点かございます。

- ・「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書について」
- ・「全国農業新聞の購読申し込みについて」
- ・「農業委員会だよりの作成について」
- ・「タブレット端末の利用上の注意点について」
- ・「農業者年金オンラインセミナーについて」

議 長            以上をもちまして、10月の農業委員会定例総会を終了します。来月の総会は11月27日 木曜日となっております。本日はお疲れさまでした。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 40分